- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ②:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うことされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ:	再検討の	要否を判	断するた	め、事務局な	が提案内容に関する事実関係を確認する事項							
受付番号	受付日	所管省 庁への	内閣府での	提案事項	提案の具体的内容等	提案	所管		所包	管省庁の村	<b>検討結果</b>	規制改革 推進会議に
又四曲与	ZITE	検討 要請日	回答取り まとめ日	此来学気	ルボジスやリアコロサ	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検 討項目
281101020	28年11月1日	28年 11月16日	28年 12月28日	の特例の見 直し	[具体的内容] 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に、がれき類の 焼却・焼成処理(セン/・原料化)施設を、追加いただきたい。 (提案理由) (投索理由) (投索理由) (受害廃棄物は、市町村が処理責任を負う一般廃棄物であり、その処理は一般廃棄物処理施設で行 力なければならない。 2003年に、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例(廃 業物処理法15条の2005、施行規則第12条の70016)が導入され、一部の品目の処理を行う一部の 処理施設として認められることとなった。しかしながら、が礼き類については、施行規則において破跡 施設での処理地筋段に吸り、周出により、当該産業廃棄物処理施設が、計ず手様なにに、一般廃棄物 処理施設として認められることとなった。しかしながら、が礼き類については、施行規則において破跡 施設での処理が影められていないため、原料として規助・授成の理を行っているセメントに場は特 例が適用されず、別途一般廃棄物処理施設の許可を取得しない限り、処理できない。また、一般廃 業物処理施設の許可取得には表関間を要さる。 が礼きの検却・(集成処理を、施行規則に追加することで、セメント工場での処理が可能となり、今 後、国内において巨大災害が発生し、自治体の処理施設のみでは処理しきれない事態が発生した 際、自治体の処理要請に対応できる。	(一社)日 本経済		災害廃棄物は、「事業活動に伴って生じた」廃棄物ではないため、一般廃棄物に該当します。また、一般廃棄物の焼却施設であって、一時間当たりの処理能力が200キログラム以上又は火格予面積が2平方メートル以上の施設を設置しようとする者は、診断・般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事等の許可を受けなければならないとされています。 産業廃棄物処理施設の設置者は、産業廃棄物処理施設において処理することのできる産業廃棄物シ目積の性状を有する一般棄物として環境する个定める4のを当該産業廃棄物処理施設において処理する場合、都通府県知事等に届け出ることによって、その処理施設を当該一般廃棄物と処理する一般廃棄物のうちコンリーの破けその他では、国域である一般廃棄物ののうちコンリートの破けその他では、国域である一般廃棄物のでいては、都道府県知事等への届出により、産業廃棄物処理施設として設置することができます。	廃棄物の処理及 び消隔に関する 法律第9条、第9 条の3の3及び第 15条の20万 法施行規則第12 条の7の16	下で対応	災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、早期の復旧・復興のために必要であるところ、 被災地域さらには他の地域の廃棄物処理施設を活用して進めることが重要です。このため、東 日本大震災害における教訓を踏まえて、災害等における家場の短額をの設置・活用を必め るため、平成27年に廃棄物の処分の委託を受けた者が一般廃棄物処理施設を設置しようとする場 言により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が一般廃棄物処理施設を設置しようとする場 合には、都道府県知事等の許可を不要とし、届出で足りることする特別制度を調じておりま す。 非常災害により生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物の焼却・焼成処理する 施設についても当該特例制度により都道府県知事等への届出により設置することが可能で す。	
281101021	28年 11月1日	28年11月16日	29年 2月15日	処分業における、資金運用 を目的とした 「5%以上の 株主」の変更 届出の免除	【具体的内容】 産業廃棄物収集運搬業・処分業について、「発行済株式総数の5%以上の株式を有する株主または出資の額の5%以上の館に相当する出資をしている者の変更」があった場合、10日以内に届出の付か、資金運用を目的とした信託口、投資口株主の持分異動については、届出の対象外としていただきたい。 【提案理由】 上場企業の場合、企業年金資金等の運用・管理を目的とした信託銀行(信託口、投資口等)等の法人株主が存在する。これらの株主の持分比率は、株価に連動して変動するため、変更日から都度10以内に届しることは、実務上困難である。また、これらの株主は、資金の運用管理を目的としており、廃棄物の収集運搬業および処分集に支配力を及ぼすことはない。法の主旨に照らし、これらの株主の持分異動については、届出の対象外としていただきたい。	凶14年	環境省	発行済株式総数の100の5以上の株式を有する株主又は出資の額の 10005以上の額に相当する出資をしている者を変更したときは、変更 の日から10日以内に、都道府県和事に届けなければならないときれて います(廃棄物処理法第14条の2第3項、廃棄物処理法施行規則第10 条の10)。	廃棄物処理法第 14条の2第3項、 廃棄物処理法施 所入规則第10条の 10	検討を予定	産業廃棄物処理業における欠格要件の該当性を判断する必要があることから、発行済株式総数の100の5以上の株式を有する株主又は出党の額の100の5以上の額に相当する出資をしいる者を変更したときは、変更の日から10日以内に、都道府県知事に届けなければならないとされています。 人体表生は、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除することを趣旨とするものです。欠格要件の対象者として、発行済株式総数の100分の5以上の規末を有するものです。欠格要件とは、法に従った適正な業の遂行を期待し得ないる者に認め100分の5以上の規定制力する出資をしている者は、業務を執行する社員、取締役、執行役に準ずる者と同等以上の1支配力を有するものと認められる者に該当する首を性が高いといえます。欠犯力を有するものと認められる者に認める者は自然人に限られますが、法人格が全への形骸に過ぎないと認められる場合においては、法人格を否認し、背後におる支配者をもって「支配力を有するものと認められる場合においては、法人権の登記し、背後におる支配者をもって「支配力を有するものと認められる者」に該当する可能性がありますので、法人にかって、上述の「支配力を有するものと認められる者」に該当する可能性がありますので、法人にかって、上場企業の資金の運用管理を目的とした法人株主であっても、上述の「支配力を用するものと認められる者」ではないと一律に判断することは困難であり、個別の案件に応じて、判断をする必要があります。で、要したとがって、実更の日から10日以内に、都道府県知事に届ける必要があります。で、要したときは、変更の日から10日以内に、都道府県知事に届ける必要があります。なら、年代では、変更の日から10日以内に、都道府県知事に基にされるより、実験物別を持たするとは、関連の大きないで、実施した。対している。とは、対しているによりないるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるとい	
281101022	28年11月1日	28年11月16日	29年 2月15日	産業廃棄物業 原業を 東東町 東東町 東京 である で を を を を を で で の で の で の で の で の で の で	【具体的内容】 廃棄物処理法第14条においては、産業廃棄物の収集運搬を業として行う場合、積込み場所と積卸 し場所をそれぞれ管轄する都道府県の許可が必要であり、関係都道原県ごとに同法施行規則第19条 の記道が「無難が必要となる。積込み場所の都道所限の野市を持つ収集運搬業者が、精御し場所 の都道府県の許可を申請する場合、同様の審査が行われるにも関わらず、時間を更しており、事業 活動に支障が生じている。 先般の政府回答において、同法施行規則第9条の2第0項の規定により、申請・取得した内容は都 道府県間で共有・活用され、既に合理化・短縮化が行われているとされたが、審査のさらなる合理 化・短縮化を図られたい。 また、さらなる審査の短縮化が困難な場合はその理由をご教示いただきたい。 また、さらなる審査の短縮化が困難な場合はその理由をご教示いただきたい。 また、さらなる審査の短縮化が困難な場合はその理由をご教示いただきたい。 は、短縮化を図られたが、日間をの単語を行うことが求められている。 に提案理由り ル場所をそれ名で管はしている都道府県の許可が必要となっており、関係和道府県それぞれに対 し、同法施行規則第9条の2に基づに同様の申請を行うことが求められてもの報道府県の許可を取得してもの報道所限の禁力と表しない。 様にていないことが多い、収集運搬業者が歴史集業物収集運搬業者が知分先の報道府県の許可を取得している。 様にていないことが多い、収集運搬業者が原本機業者の契約を持つる場合、同法施行規則第9条の2部の規定にも関わらず、審査によりたいから、事制協議的配合とあると計 をしているといことが多い、収集運搬業者が要素を実物で表している。事制協議的配合とあると計 をしているといことができない、新規収集運搬業者と契約するにしても時間を受する。 およる地道府県で業許可の規定できない、新規収集運搬業者と契約するにしても時間を受する。 およる地道府県で業許可以得そ行り場合において、既に取得した許可情能を活用し、さらなる審査 およる地道府県の産業産業がに関する状況を増進・直に知せ、の措面の勢に満れてはない、第4条に はおいる施工所表の企業産業等制に関する状況を通った理での計画の勢の最後を阻害するものではない、 業許可取得に関する審査のさらなる合理化・短縮化により、速やかに産業廃業物を処分することが でき、円滑な廃業物処理の実施、資源者効利用の範囲・用途の拡大に寄与する。	(一社)日 本経済 五団合会	環境省	廃棄物処理法第14条においては、産業廃棄物の収集運搬を業として 行う場合。 請込み場所と情節し場所をそれぞれ管轄する都道府県の許 可必要といります。 都道府県和事は、申請者が廃棄物処理法第14条第1項の収集運輸業 の許可を受けている場合、廃棄物処理法施行規則第9条の2第2項第9 号から第4号までに掲げるものの全部又は一部に代えて、当該計可に 係る許可証を提出させることができます(廃棄物処理法施行規則第9条 の2第5項)。	物処理法施行規	対応不可	都道府県政令市においては、産業廃棄物処理業者の不適正処理等違反行為を把握した場合には、生活環境の保全上の支轄する発生界はその拡大を防止するため、速やかに行政処分等を行う必要があり、各个管轄の発生界の場合で、業の野市で満切に蓄査することが重要となります。 廃棄物処理法施行規則第9条の2第5項の規定により、許可を取得した都適府県における申請内容を共有・活用、審査の合理化、短縮化を図ることに加え、今級、産業廃棄物収集運搬等計可申請における派付書館の様本を定めることについて、廃棄物の処理が入消掃に関する法律施行規則の改正を行い、様式の統一を進めることで、申請者の負担の軽減を図ってまいります。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ:	冉快討0	所管省	内閣府	の、事務向7	が提案内容に関する事実関係を確認する事項			所管	省庁の	校討結果	規制改革
受付番号	受付日	庁への 検討 要請日	での 回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等 提案主体		制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	推進会議に おける再検 討項目
281101023	28年 11月1日	28年 11月16日		紙マニフェスト の電磁的記 録保存の容 認	【具体的内容】  産業廃業物処理委託契約書および産業廃業物管理票(マニフェスト)は、廃棄物処理法により5年産業廃業物処理委託契約書および産業廃業物管理票(マニフェスト)は、廃棄物処理法により5年間の保存義務がある。紙マニフェストについて、産業廃業物処理委託契約書と同様に、電磁的記録(電子データ)による保存を認めていただきたい。 「提案理由】  産業廃棄物処理委託契約書は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利  所に関する法律(を書法)により、電磁的記録にして5年間保存することが認められている。しかし、本経済が、5年間については、未法律及び廃棄物処理法により、電子データでの保存が認められておら、団体連等、5年間については、本法律及び廃棄物処理法により、電子データでの保存が認められておら、団体連等、5年間についたり紙ベースで保存しなければらない。私でコンエストのきなり、力が、私質で破損しやすいうえ、事業者としては倉庫等の保管場所の確保が必要であるため、薄い紙質で破損しやすいうえ、事業者としては倉庫等の保管場所の確保が必要を表の3者が利用することで割めて機能するがスティンであり、オペでの手機が電子マニフェストに移行するには、一定の期間を要する。したがって、紙マニフェストについて、破損・紛失のリスク軽減、保管場所や保管業務の負担軽減の観点から、電子データで保存できることとすべきである。	マニュニュート	理票(マニフェスト)については、管理票交付者、連搬受託者及び処分 受託者は、当該管理票の写しを5年間保存しなければならないとされて います(廃棄物処理法第12条の3第2項、第9項及び第10項)。 委託契約書については、民間事業者等が行う書面の保存等における	第3条、環境省の 所管する法令に 係る民間事業の 保行う書の 保存通信の技術 の利用に関する	対応不可	マニフェスト制度は、排出事業者が産業廃業物の処理を委託する際に、受託者に対して管理票を交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃業物の流れを管理し、適正な処理を確保する制度です。管理実と付着等が、当該管理裏の写とちて相似保入したいればならないとされていますが、これは、排出事業者等的廃業物の流れを管理すると共に、都適府県、政令市が立入検査等によって処理の状況等の把握し利用する等、マニフェスト制度の適正な実施を程度する重要な義務です。紙マニフェストの電磁的記録を認めることは、原本性が保証されず、記録の改ざん等が発生する可能性があるため、現時点においては、紙マニフェストの電磁的記録化は数められていまかした。 ポース・アース・アース・アース・アース・アース・アース・アース・アース・アース・ア	
281101024	28年11月1日	28年11月16日	29年 2月15日	産業廃棄物業の 収分分員 を選挙に変更延 を出る出の 関関 を を を を を を を を を を を を を を と を と を	[具体的内容] 産業廃棄物収集運搬業および産業廃棄物処分業における役員変更時の届出について、届出期限を10日から30日に延長していただきたい。 (提案理由) 廃業物処理法により、産業廃棄物収集運搬業および産業廃棄物処分業において、役員を変更した際には、変更の日から10日以内に、その宣を届むければならない。周出の際は、住民票の写した成年被委員人および破疫を人に該当しない。自分を記事項証明書の流行が必要とされている。また、役員を変更したことの証明として、履歴事項全部証明書の流行を供せて求められることが多い。履歴事項全部証明書の流行を供せて求められることが多い。履歴事項全部証明書の流行を必要とされている。また、役員を変更したことの証明として、履歴事項全部証明書の流行を供せて求められることが多い。履歴事項全部証明書の流行を必要とされている。また、公司に対して、成立にといるにもかかわらず、廃業物処理法の変更組 1 加が10日以内というのは短い。 本経済団以内に変更の登起をすれば足りもとされているにもかかわらず、廃業物処理法の変更組 1 加が10日以内というのは短い。 本経済世界というのは短い。 本経済世界といるに、変更の登録を行る国民負担を対策を対策等に関する実際調査結果に基づも動告へた。平成2年11月1日付付申請手続に各国国民負担を実施を実施等にないて、変更登記の期限(2週間)を考慮した提出期限とすることの動告がなされました。環境者としては、変更の発出的期限と対している理理を発展学にと関する者を確実かつ迅速に排除するためと考えていますが、申請者の負担を減乏図る観点から、今後、変更届に登記事限型の流行を求める場合、変更記の明限(2週間のは今日というに対している場合というに表しまれている。また、検討に際となると検討予定でこざいます。」との回答をいただいているが、未だ改善がみられない。また、検討に際しては、2週間では短いため、30日以上の期間を設定しただきたい。	3 環境省	産業廃棄物収集運搬業者又は処分業者は、名称、役員などを変更したときは、「変更の日から10日以内」に都造府県に届け出なければならず、また、当該届出には、登記率項証明書等を添付しなければならないとされています。(原業物の型型及び清掃に関する法律能行規則第10条の10、第10条の23)。	廃棄物処理法第 114条の2第3項 展表物処理法 行規則第10条10 0第2項	対応	平成28年度内を目処に、変更届に登記事項証明書の添付を求める場合においては、変更登記の期限(2週間以内)を考慮した提出期限とする廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正を行う予定です。	
281101025	28年11月1日	28年11月16日	29年 2月15日	県外産業廃業物流入規制の見直し	【具体的内容】 都道府県等の条例・指導要網に基づく事前協議制の撤廃を含め、速やかに都道府県等による県外産業廃業機の流入規制を見直すべきである。 【提案理由】 廃棄物処理法の規定にはないが、産業廃業物を県外に撤出する場合、搬入先の都道府県等の多くにおいて条例・指導要網に基づく事前協議が必要とされており、その申請、計2回の取得に多くの申請、労力を費やされている。また、事前協議の内容が対象産業廃棄物、提出書類等が都道府県等ってどに民なっているため、同の処理を行うにもかからが、那道府保等によって判断が類なる場合 かあり、事業者による広域的かつ効率的な廃棄物処理、リサイクルの阻害要因となっている。このため、昨年度見直とを受望したころ、環境省から、「都道府市外企業廃棄業施法、利制策の公金、このため、昨年度見直とを受望したころ、環境省から、「都道府市外企業廃棄業施法、利制策の公金、このため、作業所による場合では、「最初や登超えて定められた。運用について、必要な見直しを行い適切に対応するよう、都道府県等によりして、通知や各種会議等を通して周知復定する予定。より四個を得待。しかし、現時点で産業は見られず、退やかに、事前協議制の撤廃を含め、都道府県等による県外産業廃棄物の流入規制を見直すべきである。	理技化	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について」(平成9年12月6日付け衛環318号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)において、「従来、法による規制を相完すること等を目的として、多くの都直府県及政府今市においるが、各都道府県及び政今市においかれては、法改正及及基準強化の趣旨、目的等を語まえ、改正されたドに基づく規制の円滑な施行に努められるとともに、周辺地域に居住する者等の同意を事実上の許可要件とする等の法に定められた規制を越る方式を関係していて、必要は表面とも行うことにより適切に対応されたい。」とお示ししているところでございます。	-	検討に着手	流入規制については、中央環境審議会において行われている廃棄物処理法の見直しにおいて 審議されており、廃棄物の効率的な処理の推進という観点から、都道府県等が独自に行ってい る流、規制について、その背景と実態を把握した上で、流、規制のあり方次第では、廃棄物の 円滑で強定な処理を阻害するおそれがあることを通知等により周知することなどを含め、多な な措置を検討して参ります。 また、関係者による意見交換等の場の設定等、必要に応じた改善が可能になるよう、意見交換 の場のあり方、意見交換のテーマやその参加者も含めて検討してまいります。	Δ

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所	管省への	内閣府での		H技条内谷に関する事実関係を確認する事項	提案	所管		所管	省庁の	検討結果	規制改革推進会議に
受付番号	受付日	1 H	食討	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検討項目
281101026	28年11月1日		8年月16日	28年 12月28日	微量PCB汚等 発売整体を 発加等件の のさがなる でげ	と同様に排刀人中のPCB濃度が十分に低い(十分に処理ができている)結果を何た次と。 DOD内容を施済工処理性後に関するを計る易合が取出するかもお生までは「その他のDOD内容を施す	(一社)済連 公司合会	環境省	対象となる産業廃棄物(低濃度PCB廃棄物)の焼却施設にあっては、 燃焼ガスの温度が850°C以上を保ちつつ、2秒以上滞留させることとし 2第	#5頃第1号 棄物処理法第	現行制対応 利力で可能		
281101027	28年 11月1E		8年 月16日	29年	電子マニフェ ストにおける 運搬 処分報 音見 号	運搬また処分を行った後、3日以内に電子マニフェストの登録を行うことが義務付けられているが、休	団体連	環境省	廃棄物処理法第12条の5第1項により、電子マニフェストを用いる事業者は、その産業廃棄物の連線又は処分を他人に委託する場合において、運搬受託者なび処分受託者から情報処理組織を使用し、情報処理とセンターを経由して当該産業廃棄物の通搬又は処分が終了した旨を報度業合うることを求め、かつ、環境省令で定めるところにより、当該委託に「12条係る産業廃棄物を引き減した後環境省令で定める場間内に、電子情報度、放型組織を使用して当該委託に係る産業廃棄物の種類及数量、運行機を開放したの主に係る産業廃棄物の種類及数量、運行機を開放した今時に、産業保護を開発を受付することを要しないこととなっています。そして環境省令で定める期間については、廃棄物処理法施行規則において3日とされています。	条の5第1項 棄物処理法施 規則第8条の3	検討に着 手	電子マニフェストは、マニフェストの使用頻度の多い排出事業者や特に厳格な管理が必要である特別管理産業廃業物の管理にとって大きなメリットがあることから、電子マニフェストの導入を強力に進める必要があります。その推進に当たっては引き続き普及に関する目標を設定した上で計画的に施策を展開する必要があります。このため、まずは、例えばより適切な管理が求められる一定規模以上の特別管理産業廃棄物を排出するとともに、特別管理産業廃棄物の処理を受託する産産業産業物要素者に対し電子マニフェストの使用の義務化を検討するとともに、特別管理を対しての際、中央環境審議会において行われている廃棄・物処理法の見直しの審議を踏まえ、施行までの十分な周知期間を確保するとともに、情報処理センターへの登録期限等の見直し等について検討する必要があると考えています。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ:	<b>井快</b> 討(	所管省	内閣府での	Ø)、事務向7	が提案内容に関する事実関係を確認する事項	提塞	所管		所管	管省庁の	検討結果	規制改革推進会議に
受付番号	受付日	庁への 検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項		主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検討項目
281101028	28年 11月1日	28年 11月16日	2H20D	廃棄物処理定請を必成を の広域を連び 制度ので 制度ので 制度の 見 に 体制の 見 直 し し に 体 制度 の に を を に は を は に は に は に は に は に は に は に	れている)。実際の本審査期間は、標準期間である3ヶ月程度であるものの、相談から審査完了まで 本の期間を合わせると平均1年から1.5年程度を要している。これらの二重チェックは手続きに時間を要	一社)日 本経体連 会	環境省	「広域認定制度申請の手引き」においては、申請希望者は、環境省地 方環集等務所において相談をし、地方環境等務所において概な申請 希望もの構想が本制度に適したものであると判断された場合、申請者 において申請事類を作成したして、環境名大臣官房廃棄物・リサイク ル対策部廃棄物対策課又は産業廃棄物課に事前確認を受けることと でいます。 事前確認を受ける必要書類の有無を確認し、申請書類を環境省大 臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課又は産業廃棄物課に 提出することとしています。	9条の9、第15条 の4の3	現行制度で対応 で能	広域認定制度における申請手続きについては、事業者の負担の軽減及び認定取得後の立入 検査の実施等の観点から、地方環境事務所の指導の下、手続きを行っています。申請書の接 受後は標準審査期間内に審査を行うことができるよう、円滑な審査を行ってまいります。	Δ
281101053	28年 11月1日	28年 11月16日	28年 12月28日	騒音規制法における国。 における国。 自分体間の 規制調和	なっている。 非常用発電機はあくまで「非常用」であり、常時騒音を発生するものではなく、仮に騒音があっても 時間的に関与されてもか、緊急問題は、の練写でもよりは異常について必要が思想し	一柱社会 各种经验 日济連	環境省	騒音規制法(昭和43年法律第98号)第27条において、「地方公共団体 が、指定地域内に設置される工場若しくは事業場であって特定工場等 以外のものについて、その工場若しくは事業場において発生する騒音 に関し、条例で憂を技制を定めることをがあるものではない。」(様 粋と規定されていることから、地方公共団体は特定施股の対象外の 施設についても、条例で規制対象とすることができます。	騒音規制法(昭 和43年法律第98 号)	対応不可	騒音規制法では、騒音規制法で規制対象としている工場等以外についても、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではないとしています。これは、騒音源となる施設の規制を指数の影響を定める正を放けるものではないとしています。これは、騒音源となる施設の規則を指数した。 発生状況は地域によって環境なることから、全国的親点から関地を定める電視制法とは別に、地域の実情に応じて地方公共団体が条例により規制することが適当と考えられるためです。 つったか、条例で規制対象とする施設の判断は、地域の実情を踏まえたうえで、各地方公共団体において規制対象とされていない施設を規制対象とすることは、不適切ではないと考えられます。 また、各地方公共団体により、地域の実状に応じて規制等を行う必要性から、条例の規制対象等について、全国一律に指針等を示すことは困難と考えられます。	1
281102023	28年11月2日	28年11月16日	28年 12月28日	廃掃法におけ 物を を 原操業 の 特 変 強 党 を し 収 集 連 党 収 収 集 で り 収 り 収 り 収 り 収 り 収 り 収 り 収 り 収 り 収 り	その市区町村の船囲を越境することができすリサイクルの美行に大きな障害となっている。産業廃業  物収集運搬業者の場合は都道府県の認可を取得しているため、都道府県の範囲で動くことができ  スープーで、産業廃棄物の単海運搬者を一株マの一般廃棄物の収集海線が可能になれば、一般廃棄・	ー社)日 トマランズ トャーン 名会	環境省	一般廃棄物の収集又は運搬を集として行おうとする者は、当該市町村 長の許可を受けなければならないこととされています。	廃棄物の処理及び清掃に関する び清掃に関する 法律事別を、同法 法律事別を、同法 連律事別を、第9条の 8、第9条のの異 生刊財を会議。 生刊財を会議。 は一村財を会議が は一村財を会議が は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	現行制度 下で対応 可能	廃棄物処理法第9条の8に基づき、生活環境の保全上支障がない等の一定の要件に該当する廃棄物の再生利用について環境大臣の認定を受けた者や、同法第9条の9に基づき、廃棄物の広域的な処理を行う者として環境大臣の認定を受けた者については、一般廃棄物の収集 推適搬の計可は不要なる各特例制度を設けているところです。また、食品リサイクル法に基づき、大臣認定を受けた再生利用事業計画の範囲内においては、一般廃棄物の収集・運搬に係る許可を不要としたり、零電リサイクル法により、小売業者から委託を受けた産業廃棄物収集運搬業者が特定家庭用機器一般廃棄物の収集・運搬を行うことができるとする特例制度を設けるなど、リサイクル品目の対象とだし、各世リサイクルよびさいまではで、京を登けるなど、リサイクル品で対象とでは、各世リサイクルようでき、一般廃棄物の収集運搬に当たっては、市町村の許可の他、上記の各種特例制度の活用が可能であり、当該特例制度の活用を御検討下さい。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での		)技業内谷に関する事実関係を確認する事項	提案 所管	所	管省庁の	検討結果	規制改革推進会議に
受付番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体官庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検討項目
281102024	28年11月2日	28年11月16日	29年1月31日	般における、 各定期報告 の一元的な申	現状は各省庁、又は各自治体と別々に報告書を提出しているが、事業所単位(事業者を主として)の申請サイトを構築することで、報告申請の簡素化と一元化を検討いただきたい。国、地方自治体側はそのサイトは、必要なテータを収し取って活用、管理することが可能となることが支援が高い、環境法(事務)を、また、「全工を、実料報告書の提出先において、「原務法」が設温度代力策法。は各地方自治体へ、また、「全工本法」「食品リサイクル法」「改正フロン法」は各省庁(国)への提出となっている。規制の連環は異なるものの、環境の観点から、関連した内容となる。国(省庁)と地方自治体の報告形態に差異もあり、重複した手間と誤解を招くケースもある。	(一社)コンプインファインファインファインファインファインファインファインファインファインファ	廃棄物処理法においては、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ぎれる法律等12条第12条第1での32及び清緒に関する合とには、当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分を他とに委託事務のの優要を到した者もののもに係る各人のである場合には、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に産業廃事機の運搬を受託した者も変託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に産業廃事務の運搬を受託した者の処分を受託した者のの人を受託した者のの人を受託した者のの人を受託した者のの人を受託した者のの人を受託した者のの人を受託した者の人を受託した者の人を受託した者の人を受託した者の人を受託した者の人を受託した者の人を受託した者の人を受託した者の人を受託した者の人を受託した者の人を受託した者の人を受託した者の人を受託した者の人を受託した者の人を受託した者の人を受託した者の主に係る産業廃棄物の運動を対しないた。当該委託を会した。とれ、管理実で付まは、当該管理事に関する計画の実施の状況について、私国原門、公司を開発の事に提出しなければならないとされています。また、関連を持ていて、新国の大学につて、私国原門、公司に対しならないところ、当該管理事に関する計画の実施の状況につて、不知道所規と対象に対していた。対しままれて、の規模等効の重要を対した。これを表に関係を対した。これで、での要件に該当するの会が実施を等に関係を対した。これでは、会話の展業物等の免生者が、を定して、行います。との事態を持ていて、私の主においては、食品関連学者であって、その事ま、意思が表した。といまに、表に関係を持ていた。といまできるとの主には、自然を表に対して、ののでは、会話を表に対して、ののでは、会話を表に対して、ののでは、会話を表に対して、ののでは、会話を表に対して、会話を表に対して、会話を表に対して、会話を表に対して、会話を表に対して、会に、といまで、会話を表に対して、会に、といまで、会話を表に対して、会に、といまで、会話を表に対して、会に、といまで、会に、会に、会に、会に、会に、会に、会に、会に、会に、会に、会に、会に、会に、	对応不可 对応不可	環境関連の各法律及び条例の趣旨・目的は異なり、それらに基づく各報告書の提出先につても、各法律及び条例の目的を達成するために適切な提出先の認定や情報管理等がなされいるため、ご提案の実現は困難です。他方、関連した取組として、例えば、エネルギーの使用の合理性で関する法律、プロン排出即制法に基づ報告については、共通の電子報告システルを活用しており、共通のID・バスワードを使用できようにする等、可能なものは合理化しております。	0
281104002	28年 11月4日	28年11月16日	28年 12月28日	園における地	【具体的内容】 国立・国定公園の特別保護地区及び第1種特別地域における地熱開発について、将来的に両地域における垂直掘削を一定の条件下で認めることも視野に、継続的に検討を行うべきである。 【提案理由】 我が国の地熱資源の約8割が国立・国定公園内に存在しているが、自然公園法により国立・国定公園内での地熱開発は場所を表すでいる。 風内のの地熱開発は制限されている。 具体的には、第2種特別地域、農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域)、第3種特別地域、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域)、普通地域、風景の保護を図る地域「の砂熱開発は、大空の条件を満たすものしか認められていない。 第4種特別地域、現在の景観を極力保護することが必要な地域)については、2015年10月に改正された環境省自然環境局長過報回室、国度之園内における総熱開発の取扱いとついて1のもと、公園区域外、第2種特別地域、第3種特別地域の自然の場所を指していては、2015年10月に改正されて環境省となったが、技術的制約のため、他地域との境界から外便料据削が個別に判断して認められることになったが、技術的制約のため、他地域との境界から外便料据削が個別に判断して認められることになったが、技術的制約のため、他地域との境界から外便料据削が個別に判断にと認め、第3を持続を保持している地区のの範囲までしたり開発が行えない。また、特別保護地区(特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区の一部が開発を保持している。 かめ資源は特別保護地区(30%)と第1種特別地域(11%)に集中して販存しているといわれている。地熱資源は特別保護地区(30%)と第1種特別地域(11%)に無存しているに、地表の影響がないる。 地熱資源は特別保護地区(30%)と第1種特別地域(11%)に集中して販存しているといわれている。 地熱資源は特別保護地区(30%)と第1種特別地域(11%)に集中して販存しているといわれている。 地熱資源は特別保護地区(30%)と第1種特別地域(11%)に集中して販存しているといわれている。 地熱資源は特別保護を図(30%)と第1種特別地域によりまたの影響にあって、実績に基づく利率的検索をのの形式を保持を表する。 そのために、地熱開発に伴う環境を変かある。 今後、規制観和により実法所用の地熱資源の活用が可能となれば、再生可能エネルギーとしては数 分ないベース電源として有望視されながら、現状園内では停滞気味の地熱発電の開発が各所で実現される。	(一社)日本経済 理婚者 合会	国立・国定公園の特別地域内において地熱開発を行う際は、開発股階に応じて、工作物の設置や土石の採取等の行為についての自然公園法に基づく終可を得必必要があります。 国立・国定公園内における地熱開発については、平成27年10月2日に通知した「国立・国定公園内における地熱開発にの取扱いについては、(環自国発策151027号環境省自然環境局長通知)により以下のとおりの取扱いになっています。 「電通地域からしては、、個別に判断し認められることとしています。 「第2種特別地域及び第2種特別地域については、公園区域外又は音道地域から中下部への解析制制を通じついては、公園区域外又は音道地域から中下部への解析制制を包御、中断に認められることとしています。 「第1種特別地域については、公園区域外者にくは一名としています。 「第1種特別地域においては、公園区域外者にくは「第2種特別地域においては、公園が、自然環境に関い、個別に制度に対しての解析・第3年特別地域においては、公園区域外者にくは「第2種特別地域においては、公園区域外者に以も第4時期に対しています。 「第1種特別地域におれることを前提とした傾斜に調明であって、地表に影響を与えないと考えられる計画が東定者には「第2種特別地域におりの傾斜の形成されることを前提とした傾斜に関いていていまました。「第4時代別域といいでは、認められることとしていますが、地上部での地熱開発については、認められないこととしていますが、地上部での地熱開発については、認められないこととしています。		国立・国定公園内特別保護地区及び第1種特別地域における地熱開発の取扱いについては自然環境や景観の保全に配慮しつつ、再生可能エネルギーである地熱発電の導入を推進す 観点から、地熱閉影館係者や専門家等からなる「国立・国定公園内の地熱閉発に係る優身 例形成の円滑化に関する検持を主を平成アにマスミ等を含めく開で開催し、第4回検討・(平成27年7月30日)において以下のとおり結論を得ました。 〈第1種特別地域〉(小田・部への情報・通常・経験・では、10世 18年	る ( 会 2 削・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(®、O、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
  - ⑥ : 各ワーキング・グルーブ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
     : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
     △ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		安古で刊 所管省 庁への	内閣府		·提案内容に関する事実関係を確認する事項	提案	所管		所管	省庁の	<b>食討結果</b>	規制改革 推進会議に
受付番号	受付日	検討 要請日	での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検討項目
281104003	28年 11月4日	28年 12月6日	29年	洋上風力発 電車な一乗を目的 電車な一規 がある。 関 が の 長期 も が の 長 利 イ ド ラ イ ド ラ の 長 列 で の 長 ガ る の 長 ガ る ち が ら が ら が ら が ら が ら が ら が ら が ら が ら の に ら が ら の に ら が ら の に の ら の に の の の の の の の の の の の の の	【具体的内容】  洋上風力発電施設を設置する目的で事業者が一般海域の長期間にわたる占用を求めた際、地方自治体が許可を与えるにあたり参考となるガイドラインを整備すべきである。  【提案理由】  洋上風力発電施設の設置海域としては、港湾等のほか、一般海域がある。一般海域は、国有財産法が適用される公共用財産であり、財物管理が地方自治体に要ねられている状況にある。そのため各地方自治体では、任意に条例を制定して一般海域の占用許可を行っているが、占用許可が得られる期間は、種別1つ与年間程度が原則とされている。  例えば浮体末洋上風力発電事業を実施する場合、FT期間20年+建設2年+撤去0.5年と、長期にわたる海域の占用が多少長となる。短期間の白用許可しか得られない現状では、事業の予見可能性が確保で含ないため、資金開達し支障を来している。  そこで、洋上風力発電事業を目的として事業者が一般海域の長期間(20年間超)にわたる占用を求めた際、各市前村等が許可を与えるにあたって確認すべき事項等医園が取りまとめ、ガイドラインとした関知し、これに合致する場合には積極的に自用を許可するよう自治体に設定するからやである。  がイドラインが整備されれば、「海洋基本計画」(2013年4月26日間議決定)に盛り込まれた海洋再生可能エネルギーの利用促進、およびそのための海域利用ルールの明確化、地域ごとの状況に応じた海域利用の調整にも資すると考えられる。 本要望が実現し自治体の対応が進度に関いて、5034円規模を経済効果(浮体式洋上風力発電が上海、また、保体末洋上風力発電(限)でもたらすと見込まれる。 電施設1至50億円×100基×100カ所=50兆円)をもたらすと見込まれる。	(一社)济連 西合会	内房 悬在铁栗国通環内房 悬在铁壳省土名境	洋上風力発電施設を設置する目的で事業者が一般海域の長期間にわ たる占用を行う場合における法令などのルールはございません。	-	その他	経済産業省は、平成28年度中に、ルールが明確化されておらず事例も少ない一般海域における洋上風力発電設備の設置に係る利用調整について、「地方自治体による取組事例や環境省及び当省の実証事業における事例のとりまとめを行い、ガイドを作成して発電事業者に周知する」こととしております。第4回再生可能エネルギー等関係府省庁連絡会議資料1より、また、更なる洋上風力発電設備の設置に係る調整の円滑化に向けて、内閣官房総合海洋政策本部事務局は、関係府省庁と連携し、平成28年度から一般海域の利用調整の実態や利用条件について調査を行い、ルール化の必要性を検討することとしております。	
281104004	28年 11月4日	28年 11月16日		火力発電所を リプルース環 場合を のる影響の を の の理 化 の の 理 化 が り 対 像 の で 現 を の で 現 を の で は ( 合 の 理 れ り の り れ り る り る り る り る り る り る り り れ め り り り り り り り り り り り り り り り り	策略中乗に中7建設エ争は安朝間の/久族保上寺どはる「200 争奏自は7 でよう形でに強む原に は、アセス手続き期間を見過した上で、建設工事の計画を立てる必要があるため、合理化プイドラインの適用による調査省略(最大1年間の期間短縮)についても、高い予見性が求められる。しかしながら、合理化プイドラインが適用されうる計画にもかかわらず、国々自治体の審査により追加の調査等がはかったり、大きな一大が終し、業務の書き、他では大きたけ、世界はたっている。	(一社) 日 小経済連 合会	経業 環境 省 省	火力発電所のリブレース事業については、「今後の環境影響評価制度の在り方について(答申)」(平成22年2月22日中央環境蓄量金)において、「ベスト追求型の観点も踏まえ、方法書における評価項目の数り込みを通じた環境管群価に支する時間の短額等、現力的な通りでは、アカ電電形・ブレースに係る環境影響に重大の合理には関するがパーケライン「平低2年3第1両でおり、火力発電がブレースに係る環境影響計画手法の合理に関するがパーケラインの成訂で、大力発電がフレースに依偽環境影響に重大なの合理に関するがイヤラインの成訂で、「大力発電力を関す。「大力では、大力イヤラインの直言を踏まえて環境影響評価手、公司、「大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大	環境影響評価法	対応	「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するがイドライン」(平成25年3月改訂環境省)については、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するがイドラインの改訂について(技術的助言)(平成25年3月93日付け環政評発第1303294号環境各総合環境政策分析とより、都道解析、政令前に対し、本ガイドラインの題音を譲まえて環境影響評価に関する蓄査を行うよう依頼しているところでが、に推案を踏まえ、改めて、地方公共の財体環境影響師に関する蓄査を行うよう依頼しているところですが、に推案を踏まえ、改めて、地方公共の財体環境影響所の関連当部局に対し、本ガイドラインの題音・目的等を開始いたはます。なお、提案理由」において、「合理化ガイドラインに記載の「火力発電所のリプレースのうち、(中略)、土地改変等による環境影響が限定的となり得る事業については、合理化ガイドラインに基づ、偏気の省略を確実に適用し、事業の予見性を高めることが必要である。」との記載がありますが、本ガイドラインは、ガイドライン中の「3、ガイドラインの活用に当ちての基本的がありますが、上が10年のよれらな表示しているように、あくまで、アセス手法の合理化の基本的な考え方を示したしての表本的です。したかって、環境影響評価手続の過程で、個々の事業や地域の特性により辞載な環境影響評価手続の過程で、個々の事業や地域の特性により辞載な環境影響評価手続の過程で、個々の事業や地域の特性により辞載な環境を影響計画を実施する必要があると判断された。項目については、事業者において所要の調査を実施することが必要となる場合があります。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(®、O、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
  - ⑥ : 各ワーキング・グルーブ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
     : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
     △ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での		『提案内容に関する事実関係を確認する事項	提案	所管		Ē	<b>管省庁の</b>	食討結果	規制改革 推進会議に
受付番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検討項目
281104005	28年 11月4日	28年 11月16日		火力発電ス 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	環境影響評価手続の一つである配慮書手続は、事業計画の検討の早期段階において、より柔軟な 計画変更を可能とし、環境影響の一層の回避・低減を図ることを目的とするものであるが、環境負荷 を低減させるような火力発電のリブレースの場合、他の地点等の複数案を検討することは現実的で ないことから、通常の配慮書手続を行う意義は乏しい。	(一社)济連 田田合会	経業環境 境 省	出力が15万kW以上である発電設備の新設を伴う火力発電所の変更(リプレース)の工事の事業を行う事業者が、その事業の配置、構造、位置、規模を決定する股階で、事業計画の複数変を設定した上で、環境へ及ぼす重大な影響について比較評価するとともに、配慮書について経済産業大日に送付しなければらなず、経済産業大日に選付して環境への意見があるときはこれを勘案し、必要に応じ、配慮書について環境の意見があるときはこれを勘案し、必要に応じ、配慮書について環境の意見があるときはこれを勘案し、必要に応じ、配慮書について環境の意というに、配慮書は、公表しなければならず、関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めなければならないとしています。	環境影響評価	去 対応不可	ご指摘のとおり、環境負荷が明らかに低減する火力発電所のリプレースは、温室効果ガス削減に対する喫緊の要請を踏まえ、手続の迅速化を通じて、早期に運転開始することが期待されたいるがら、環境影響評価手続における配慮書に関し、主務大臣・環境大臣の意見提出を括える適用を行うことで、その手続期間の短縮を図ることは、適当ではないと考えます。なぜな、火力発電所のリプレースであっても、例えばリプレースの対象となる既設の発電施設が長期間停止中である場合など、停止中とリプレース後の環境影響を比較すると、環境影響が触別を当なかります。このように環境負荷が低減さはあたどうかは、男さまな一まであった。現場負荷が低減される必要があるからです。こうしたこは環境の保全の見地から意見を述べることができるとされております。したがって、たとえ従前は環境の保全の見地から意見を述べることができるとされております。したがって、たとえ従前は環境の保全の見地から意見を述べることができるとされております。よりたことは実現の保全の見地から意見を述べることができるとされております。また、配慮書手続きにおいては、配慮書から来が多すまず。また、配慮書手続きにおいては、配慮書から、記しており、この公表は、情報を完め起から、必要と認められる場合は、主称大臣・環境大臣は適切な意見を述べる必要があまず。また、配慮書手続きておいては、配慮書からいまする必要性が高いことから、義務としているものであり、環境負荷を低減させるような火力発電所のリフレースであっても、これを公表することはままで、現上の理由から、配慮書を主務大臣に送付することをもって手続き完了として、手続き期間を理論することは、火力発電所のリプレースを迅速に進める方策として、妥当ではないと考えます。	n 空 口
281104006	28年 11月4日	28年 11月16日	5月31日	火力発電所すす。 サリプム号管所すす。 は智辞無能の簡単 を変確化 の変を が、 のである。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	とされている。」	(一社)济連 田田会会	经濟產	環境影響評価法第2章第1節において、配慮書の手続に関して規定しています。第3条の7第1項では、主務省令で定めるところにより、一般からの意見を求めるように努める旨規定されており、主務省令(免電所の設置又は変更の工事の事業に振る計画股階配慮事項の資産並びに当該項目へ係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目へ係る調査、予測及び評価金の計分に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保金のための措置に関する指針等を定める省今第12条では、一般からの意見を原則として求めるべきこと又は求めない場合にはその理由を明らかにすることを規定しています。	環境影響評価	去 対応不可	環境影響評価法において、事業者に対し一般からの意見聴取を求めている趣旨は、手続の各段階における意見聴取を活び、事業者が地域的範囲を限定しない有益な環境情報を収集し、考慮することで、事業者における十全な環境協能を確保する点にあります。そして、火力発電所のリプレースである場合など、停止中とリプレースを対象となる既設の会電施設が長期16〜上中である場合など、停止中とリプレース後の選技が響かすると、環境影響と財務すると、環境影響と対象のようと、環境場負荷が低減されるかどうかは、見方によって見解が興なる場合があり、多様な人々の意見を収集してお公姿があることを踏まえると、一般からの意見聴取の要性は、同様であると考えます。したがって、環境負荷の低減に資するような火力発電所のリプレースにおいて、配慮書に係る即場行の機関等への意見聴取を一律に不要とすることは適当ではなく、個別の状況に応じた実数な対応が必要と考えます。なお、配慮書に係る意見聴取が努力義務となったのは、「今後の環境影響に無制度の在り方であいて、日本者が事業計画を策定する際に、当該計画の内容について関係地方公共団体に相談することが多く、このような連携には様々な形態があることから、関係地方公共団体が柔軟に関わることができる制度とすべきである。」とされたことを踏まえたものです。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(®、O、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
  - ⑥ : 各ワーキング・グルーブ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
     : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
     △ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ.	141次司0	所管省	内閣府	.87、争伤问人	が提案内容に関する事実関係を確認する事項			所作	ぎ省庁の	· 废討結果	規制改革
受付番号	受付日	庁への 検討 要請日	での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 所管 主体 官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	推進会議に おける再検 討項目
281104007	28年11月4日	28年11月16日	29年 3 4月28日	火力発電所する場合の が大力と一名場割を が表現した。 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、	【具体的内容】 これでの火力発電所のリプレース事例における環境影響評価手続のうち、配慮書・方法書手続 について検証を行い、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについては意風書・方法書手続 について検証を行い、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについては意風書・方法 書手続の省略を可能とすることを視野に、アセス制度の合理化に向けた検討を開始すべきである。 【提楽理由】 製備容量に5万kW以上となる火力発電所のリプレースは、環境影響評価手続の対象となる(第二種事業は11.25万kW以上と)。 また、環境負荷が減少し、対象事業実施区域が既存の発電所の敷地内又は隣接地に限定される等により、土地改変等による環境影響が限定的となり得る火力発電所リプレースに下、改善リプレースにいては、「火力発電所・プレースに係る環境影響評価手法の音型化に関するガイドライン「以下、ガイドライン)等を通じて、最大限の適用改善により現行制度下で手続期間を短縮することとされている。 改善リプレースに際してのアセス手続の合理化は、迅速な事業遂行と環境負荷低減の観点からかねてより要望されてきた。しかし政府は、環境影響のおそれ等を理由に、一貫して手続きの一部省略を否定し続けている。 そこで、これまで蓄積してきた火力発電所のリプレース事例において配慮書・方法書手続が果たした役割について改めて検証し、定備書以降のリプレース事例において配慮書・方法書手続が果たした役割について改めて検証し、定備書以降のリプレース事例において配慮者・方法書手続が果たした役割について改めて検証し、定備書と財の手続きで補子で配合者・大きである。 なお、事業者としては、以下の理由により、配慮書・方法書手続を行う意義は乏しいと判断している。 ◆配慮書手続・改善リプレースについては、計画段階配慮の対象となる「重大な影響を受けるおそれがある環境要素」がないとした事例がないためてある。 ◆配慮書において「重大な影響を受けるおそれがある環境要素」がないとしているので表しまれているが、これは現時点で改善リブレースの先行事例(表現時によりまま様と称れば、国・自治体・事業者が一体となった迅速化の取組みにより最大1年強まで販売するとされているが、の下続いないまりました。 「実施するように、事業者が新設に比べ事業の予見可能性が高い改善リフレースをより規差的に選択するように、事業者が新設に比べ事業の予見可能性が高い改善リフレースをより規差的に選択するようにない。本書者が新設に比べ事業の予見可能性が高い改善リフレースをより規差的に選択するようになり、古い発電所の更新が促進され、結果、地球・地域環境の改善につながある。	(一社) (一社) (一社) (一社) (一社) (一社) (一社) (一社)	出力が15万kW以上である発電設備の新設を伴う火力発電所の変更 (リプレース)の工事の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあ らかしの環境に及び事業をいて、間違う解析を通常を指 直の移割を行うとともに、一般・関係自治体・国への意見聴取等の手続 を行うこととしています。	環境影響評価法	対応不可	ご指摘のように、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについて現時点で配慮書を実施した上で供用を開始した事例がありません。このため、配慮書・方法書手続の検証には、まずは事例の蓄積が必要と考えます。なお、その検証にあたっては、ソプレースの場合であっても既投発電施股が長期間停止中となっているケースもあり、このような場合は、停止中の環境影響と比較すると、リプレースに場項環境警察が増加するケースがあることも考慮としたがって、「今後の環境影響評価制度の在り方について(答申)」(平成22年2月22日中央環境事業論金)において、「ベスト追求型の観点と認まえ、方法書における評価項目の飲り込みさいた環境影響評価に要する財間の知識等・ることは適切ではな、運用上の取組によって、最新設備への更新により温室効果ガス・大気,万染物質・水質,万濁物質の排出量及び温排水料と製造の低減が図られ、かつ、対象事業疾地の全球が成りられ、かつ、対象事、表しな場が、大気,万染物質・水質,万濁物質の排出量及び温排水料と製造の低減が図られ、かつ、対象事業を応収すが行り、大環境部の受電所の敷地内に限定されるはと、土地改享等による環境影響が個実からとは1得る事業については、環境省が作成している「火力を管所・プレース」に係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドラインについて、活に対象を発音が引入している。「表現事業を開からとした。」は一般であることにより、調査・予測・評価に係る期間を1年程度短縮することが可能です。また、国の書等制度を経過したり、自治体に番客時間の音楽が表しませた。としています。このように事業を国・自治体が一体で取り組むことによって、これまで3年程度要していた手続を最短「年達まで国・自治体が一体で取り組むことによって、これまで3年程度要していた手続を最短「年達まで基準であれる」といるより、アポロスを目り、14日に開議決定していますので、事業者におかれましても本取組への御協力をお願いします。	直 表表出 5 签:
281104008	28年11月4日	28年11月16	29年 3 1月31日	省工本法、温条届代的工作。 使代基工作的工作。 一个工作的工作, 一个工作的工作。 一个工作的工作, 在工作的工作, 工作的工作, 工作的工作, 工作的工作, 工作的工作, 工作的工作, 工作的工作, 工作的工作, 工作的工作, 工作的工作, 工作, 工作, 工作, 工作, 工作, 工作, 工作, 工作, 工作,	【具体的内容】 省エネ法の定期報告と地方自治体の温暖化防止条例で求められる報告について、文書の様式や 記載項目等の一元化に対する各自治体の取り組み状況を取りまとめ、公表すべきである。 並行して、事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条令との整合性の確保について (依頼)」(2014年6月20日、経済産業名・環境省)発出以降の各自治体の対抗について、実施にア ンケートの取りまとめ等を通じて、一元化の障害を突明、除去するとともに、対応の見られない自治体 に対しては、引き続き一元化への配慮を要請すべきである。 【提案理由】 省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書および定期の報告書を作成し、主務大臣 に提出することを義務付けている。一方、各地方自治体も地球温暖化防止条例等を制定し、事業者 事務連絡「温室効果ガス排出量率の報告に関する計画書および報告書の提出を義務付けている。 日本活は4年6月20日、経済産業名・環境省)による両者の一元化要請、その後の地方自治体へのアンケート調査等、政府が対応を行っているものの、引き続き二重の報告を課される事業者が多く存在している。 省エネ法に基づく定期報告と地球温暖化防止条例等に基づく報告に記載する事項はほぼ同一である もにもかかわらず、書式が始一されていないため、広域で事業を展開する事業者は、主務大臣およ び各地方自治体へ提出する文書を作成するための膨大な事務作業を強いられている。この改善に向 け、引き続き国由の一元化を各自治体に呼びかけるべきである。 併せて、国が一質性のある形で、省エネ法上の届出と各自治体の温暖化防止条例上の届出の一元化に向けた取り組み状況について取りまとめ、公案すべきである。 併せて、国が一質性のある形で、省エネ法上の届出と各自治体に呼ばいましていた。この改善に向 元化に向けた取り組み状況について取りまとめ、公案すべきである。 日治体ことの取り組み状況が公本表れることにより、文章の格式や記載項目の統一が進み、事業 者の事務コストが大幅に縮減されるとともに、効率的な行政の実現にも資することが期待される。	団体連 <sup>未有</sup> 合会 環境省	の報告書を作成し、主務大臣(終済産業大臣及び事業所管大臣)に提 出することを義務付けています。一方、地球環境条例等を制定し、事業 者に対して地球温暖は対策等に関する計画書及び報告書の提出を義 務付けている自治体の中には、対象となる事業や株式は国とほぼ同 に自治体もあれば、異なる自治体もあると設議しています。	条 エネルギー使用 の合理化等に関 する法律施行規 則第15条、第17	下で対応	御認識の通り、事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条令との整合性の確保(二のいて(依頼)」(2014年0月20日、経済産業者・環境省)を発出し、可能な範囲で省エネ法との整合性に留意するよう協力を要請数しました。固の地方公共団体への関与は地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない原則(地方自治法を対しなうさ、地方自治体が自治事務として実施している施策に対し、現状以上の強制力のある要請を実施することは西雄です。 使って、省エネ法に基づく報告と条例に基づく報告の一元化を強制することはできませんが報告の作成、提出に係ら事業者の負担軽減の観点から、可能な範囲で省エネ法との整合性に留意するよう引き続き要請してまいります。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
  ◎:各ワーキング・グルーブ等(本会議で取り扱うことされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ:	再検討の	要否を	判断するた	め、事務局な	が提案内容に関する事実関係を確認する事項							
受付番号	受付日	所管省 庁への	内閣府 での	提案事項	提案の具体的内容等	提案	所管		所管	省庁の村	<b>策計結果</b>	規制改革 推進会議に
文内田与	ZNL	検討 要請日	回答取り まとめ日	近米尹埙	ル木の六件即門仕ず	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検 討項目
281104009	28年 11月4日	28年 11月16日	29年 1月31日	省暖例にからない。 温楽届化成本では、 温楽届でで、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	【具体的内容】 省工术法の定期報告と地方自治体の温暖化防止条例で求められる報告について、事業者の事務 負担を軽減する観点から、提出先の一元化に向け、政府・自治体間の情報共有制度を整備すべきで ある。 例えば、省工本法に基づく主務大臣への届出に地域コードを付すことで、各自治体が温暖化防止条 例に基づることを義務付けている。一方、各地方自治体も地球温暖化防止条例等を制定し、事業者 省工本法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書および定期の報告書を作成し、主務大臣 に提出することを義務付けている。一方、各地方自治体も地球温暖化防止条例等を制定し、事業者 に対して地球温暖化対策等に関する計画書および報告書の提出を義務付けている。 事務連絡「温室効果力、排出量等の報告に関する法令と条令との整合性の確保について(依 第5)』(2014年月20日、経済産業・環境等)による商者の一元化要請、その後の地方自治体へのア ンケート調査等、政府が対応を行っているものの、引き続き二重の報告を課される事業者が多く存在 している。 省工本法に基づく定期報告と地球温暖化防止条例等に基づく報告に記載する事項はほぼ同一であ るにもかかわらず、書式と提出先が続一されていないため、広域で事業を展開する事業者が多く存在 している。 国は、名工术法に基づく定期報告と地球温暖化防止条例等に基づく報告に記載する事項はほぼ同一であ るにもかかわらず、書式と提出先が続一されていないため、広域で事業を提開する事業者が多く存在 している。 国は、名工系法に基づく定期報告をのまま温暖化防止条例に基づ報告として扱えるようなシス テムを備するとともに、各自治体に対し、届出の書式と窓口の一元化を呼びかけるべきである。 届出を一元化するシステム・ 品を関する検討が進むことが期待される。 文書の書式や提出窓口の統一が進めば、事業者の事務コストが大幅に縮減されるとともに、効率 的な行政の実現にも資する。	(一柱)济連 田台会	経業環 境省 省	省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書及び定期 の報告書を作成し、主務大臣(経済産業大臣及び事業所管大臣)に提 出することを義務付けています。一方、地球環境条例等を制定し、事業 名に対して地球退暖化対策等に関する計画書及び報告書の提出を義 務付けている自治体の中には、対象となる事業者や様式は国とほぼ同 じ自治体もあれば、異なる自治体もあると認識しています。	エネル半年 一体 一体 一体 一体 一体 一体 一体 一体 一体 一体 一体 一体 一体	下で対応	御認識の通り、事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条令との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日、経済産業者・環境省)を発出し、可能な範囲で省エネ法との整合性に留意するよう協力を要請数しました。国の地方公共団体への関与は地方公共団体の自工性及び自立性に配慮しなければならない原則(地方自治法策245条の3)に表しまり、地方自治体が自治事務として実施している施策に対し、現状以上の強制力のある要請を進つて、省エネ法に基づ、報告と条例に基づ、報告の一元化を強制することはできませんが、報告の作成「提出に係る事業者の負担経滅の観点から、可能な範囲で省エネ法との整合性に留意するよう引き続き要請してまいります。	
281104014	28年 11月4日	28年11月16日		CO2の海洋地 下への貯留 (炭素隔離) が認められる CO2回収手法 の拡大				(リ/第一号)、環境する特定 - 順限(政策・ガバ、一般(以東州)へ両がを あるガスで競争で定める基準に適合するもの)については、同法第18 条の91・規定する許可基準を満たす場合にのみ、環境大臣の許可を受 けたうえで、通底下廃棄の実施が可能となっています。 特定一般(比集ガスの基準については、海洋汚染等及(が声上災害 防止に関する技能能行令(昭和4年政令第201号)第11条の5にお いて、以下のとおり、規定されています。 1、アミン吸収法により回収された二酸化(炭素ガスであること 2、二酸化、皮肤の上で 1、アミン吸収法により回収された二酸化(炭素ガスであること 2、二酸化、皮肤が、皮肤が、皮肤が、皮肤が、皮肤が、皮肤が、皮肤が、皮肤が、皮肤が、皮肤が		その他	特定二酸化炭素ガスに係る判定基準の設定においては、今後、我が国において採用される 見込みのあるアミン吸水による分離・回収技術を前提として設定されたものであることから、他の分離・回収技術であれるに大りたった場合、あるいは 既に関連用されている技術であっても見直しが必要と判断された場合には、当該分離・回収技術 既は適用されている技術であっても見直しが必要と判断された場合には、当該分離・回収技術 既は当ち、エネルギー効率等を考慮した最も合理的に達成できる値に設定あるいは変更すること 「こついて検討します。 このため、実用レベルで採用されることが見込まれる状況となった分離・回収方法がある場合 は、適宜、環境省までご相談いただきたいと考えております。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(®、O、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
  - ◎ ・各ワーキング・グルーブ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での		N提集内谷に関する事実関係を確認する事項	提案 所	·普		所'	管省庁の	食討結果	規制改革推進会議に
受付番号	受付日	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体官		制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検討項目
281125007	28年 11月25日	28年 12月6日	29年 2月15日	高齢化社会 における生活ス 支援サービス の実現に向けて	【具体的内容】 今後増大が予想される高齢者の生活支援はもちろん、生活利便性の充実に向けた、包括的な生活 支援サービス提供を出来るようにすべきである。 【提案理由】 弊グルーブが有償で提供している「家事代行サービス」では、 (1) 適税法により通額を購入代行することができない。 通類は、販売はでなくても、媒介についても免許が必要となる為、利用者に不便を強いている現状がある。 (2) 産業廃棄物の認可がなければリサイクル目的の品を運送することができない。 リサイクル品は「廃棄物ではない」と曲ちに判断されるわけではない為、一般廃棄物(又は産業廃棄物)の収集運搬事業者としての許可を持たない事業者では、その運送を引受けることは原則できない。 (3) グリーエング業法により届出なしては、洗濯物の運送を受託できない、結果、クリーニング業を営む者(営業者)以外は、洗濯物の受取及び引渡すことができず、利用者に不便を強いている現状がある。  調書の通り、各種規制の緩和等を講ずることにより、高齢者等に対し総合的なサービスを提供することが可能となる。 結果、高齢化社会における福祉の一層の増進に資することができると考える。	ヤホールグ会 財際生省境 現場で	等生活 名	び占有者の意思等を総合的に勘案上判断すべきこととされています(平成1年3月10日高高繁第の)法廷決定同旨)。 上記の判断の終果、康業物に該当しないとされたものについては、康業物処理法の適用を受けないとしなります。 廃業物に該当するもののうち、廃業物処理法第2条第4項に規定する 制については産業廃棄物として企業廃棄物以外の廃棄物については一般廃棄物と「大産業廃棄物以外の廃棄物」と「投方こととされていますが、個別の事例ごとの廃棄物 該当性に係る実際の判断については、産業廃棄物に関しては都適府 県等が、一般廃棄物に関しては市前村が、それぞれ行うことなっていま 産業廃棄物の運搬を業として行おうきする者は当該都道府県知事等 の、一般廃棄物の連搬を業として行おうとする者は当該市前村長の、 それぞれ許可を受けなければならないこととされています。 (3)	(2) 廃棄物の処理る 尿薬物の処理る 及る 近清律第3項第第 第1項第第第 第1項第第第 第1項 第1項第 第1項 第1項	(2) 現行制度応 可で能 (3)応不可 (3)応不可	(1)	t ← ⊙
281129035	28年 11月29日	28年 12月19日	29年 2月15日	産業廃棄物 の電子マニ フェスト受録 期限のし について	【具体的内容】 ・電子マニフェストの登録期限は、「廃棄物の引渡しから3日以内」とされているが、3連体(土・日・祝日)の前日に産業廃棄物を排出した場合は、その翌日を登録期限とすること。 「提案理由」 ・廃棄物処理法において、排出事業者の電子マニフェストの登録期限は、「廃棄物の引渡しから3日以内」(廃棄物処理法市1条の5第2項、同規則第9条の31の3)とされている。「産業廃棄物の提出事業場が本社等から進わた場合は、運かかして電子マニフェストに登録できないこと」を設定して登録期限が13日以内」とされているが、産業廃棄物の管理と、本社管理部門においこと、自社の禁止事業場と収集膨棄者の双方に接出実行の確認をした後に、電子マフェストの登録を行っていとケースがあり、3連株に十日・祝日)がある場合、その前日の産業廃棄物の排出時間によっては、登録運路が発生する本性が生じ得る。「平成27年度の提案に対し、現場にで引張しを終した場合に迅速にシステム上で登録作業ができるよう、スマートフォンやタフレット端末等を使用して現場から報告できるシステムへの改良を行うこととしており、実際の運用面で対抗できるよう配置する。」との回答が示されているが、上記の表題に即していない。電子マニフェストの更なる普及拡大のためにも、民間事業者の産業廃棄物管理の実態を踏まえ、制度改善を図るべきである。	リース事 業協会	省	廃棄物処理法第12条の5第1項により、電子マニフェストを用いる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合において、運搬受託者及び処分受告者から情報処理機能を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求め、かつ、環境令令で認めることにより、連接委託に係る産業廃棄物を引き返した。後の主義等の連種及び設置、運搬、規程機能を使用して当該委託に係る産業廃棄物の種類及び設置、運搬、以に必分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を開発の理理を分に、登録し、とときは、産業廃棄物管理票を交付を選出を含したとととなっています。そして職場省令で定める期間については、廃棄物処理法施行規則において3日とされています。	12条の5第1項 廃棄物処理法施 行規則第8条の3 1の3		電子マニフェストは、マニフェストの使用頻度の多い排出事業者や特に厳格な管理が必要である特別管理産業廃棄物の管理にとって大きなメリットがあることから、電子マニフェストの導入。強力に進める必要があります。その推進に当たっては引き続き書以に関する目標を設定した上で計画的に施策を展開する必要があります。このため、まずは、例えばより適切な管理が求めらる一定規模以上の特別管理条廃棄物を排出する事業者に対し、電子マニフェストの使用の最務化を検討するとともに、特別企業を兼財金物の理を受託する産業廃棄物の理業者に対し電子マニフェストの使用の義務化を核計するともに、特別があります。この際、施行までの十分な周知期間を確保するとともに。情報処理センターへの登録期限等の見重し等について検討する必要があると考えています。	*

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での		が成余内谷に関する事夫関係を確認する事項	提案	所管	Fi	管省庁の	検討結果	規制改革 推進会議に
受付番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検討項目
281129036	28年 11月29日	28年 12月19日	29年 2月15日	優良認定制度の見直しについて	[具体的内容] ・排出事業者が優良産廃処理業者(廃棄物処理法施行令第6条の9第2号、同第6条の11第2号)に処分等を委託した場合に、①排出事業者責任を免責する。②域外産業廃棄物の地方自治体への事前届出等を免除する。等の措置を講しること。 [提案理由] ・機良産廃処理業者の認定制度は、産廃処理業者の遵法性や透明性等について、地方自治体が厳格に審査し認定する制度であるが、現状、排出事業者が優良産廃業者に対して処分等を委託するインセシーズが及しい。 ・一方、国・地方自治体は、排出事業者に対して優良産廃業者の活用を促しているが、上記①・②のような情報が認しされることにより、適正な産業廃棄物処分が促進される。 ・特に、リース会社においては、排出事業場が全国に互り、域外産業廃棄物の流入規制を受けることが多く、各地方自治体の条例の容確認とその対応に苦値にいる。優良産廃業者に処分等を委託する場合に限って、域外産業廃棄物の流入規制を緩和することにより、優良産廃処理業者の認定制度の活用が促進される。	(公社) リース事 業協会	環境省	廃棄物処理法第12条第7項により、採出事業者は、産業廃棄物の運 類又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関 する確認を行い、当該産業廃棄制について完生から最終処分が終了 するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために 必要な措置を譲ずるよう勢のさければならないとされています。 12条第7項 また、所管区域外から流入する産業廃棄物については、地方自治体に おける条例等により事前協議等が行われている事例があります。	等 検討に着手	優良な循環産業の更なる育成については、中央環境審議会において行われている廃棄物処理法の見直しにおいて審議されており、認定を受けた処理業者が排出事業者により選択されまり、このであり、対しても観点がより、と含む、処理状況に関する情報のインターネットを通じた公表又は情報を供の追加を検討するととして、財務要件について見直す必要があります。また、後度認定を受けた処理者に対する優遇措置について検討すべきとされています。今後、具体的な基準の見直しや優遇措置の内容については検討を進めます。なお、地方自治体における流入規制等の取組については、地方自治体の状況により制度が通用されている状況です。	Δ
281129037	28年 11月29日	28年 12月19日	29年 2月15日	産業廃棄物収集運搬の処分許可対応について	【具体的内容】 ・	(公社) リース事 業協会	環境省	更新の申請があつた場合において、許可の有効期間の満了日までにその申請に対する処分がされないとさは、従前の許可は、許可の有効 原棄物処理法: 期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する ので、処分がされるまでの間は、排出事業者が適法に廃棄物処理業者 に委託ができます。	現行制度下で対応可能	廃棄物処理法第14条第3項において、更新の申請があつた場合において、許可の有効期間の 度 満了日までにその申請に対する処分がされないときは、「従前の許可」は、許可の有効期間の 済でもその処分がされるまでの間は、「なおその効力を有ちより規定していますので、処分 がされるまでの間は、原業物処理業者の傾向。所可は効力を有し、排出事業者が「適法に当 該廃棄物処理業者に委託することができることとなり、明確です。	
281129038	28年 11月29日	28年 12月19日	29年 2月15日	産業廃棄物 の処分受託 及び再委託に ついて	【具体的内容】 ・ユーザー所有物件(産業廃棄物)の処分受託及び再委託を認める制度を新設すること。 【提案理由】 ・リース会社においては、多種多様な物件を全国の幅広い顧客にリースし、リース期間の終了時にこれらの物件の廃棄処分を適正に実施しているが、リース終了物件の返還に際して、顧客から自社所有物件の処分を委託したい旨の要請があっても、現行法制化では受託することが禁止されている(廃業物処理法第14条第15項)。 「顧客においては、産業廃棄物の処分に不慣れなケースも多々あり、不適切な処分を行われることが懸念される。 ・一定の要件を満たすリース会社について、ユーザー所有物件の処分受託及び産業廃棄物処理御者への再委託を認める制度を新設することにより、産業廃棄物の適正な処分が促進される。	(公社) リース事 業協会	環境省	事業者による廃棄物の処理について、廃棄物処理法では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」(廃棄物処理法第3条第1項)とされております。その上で、産業廃棄物の理を他人に受訴する場合には、廃棄物処理法第12条第5項に定める委託基準に使って産業廃棄物処理法第3条第1項、第6英計11項、第5で委託した日本廃棄物の理事者が受託した産業廃棄物の理事者が受託した企業廃棄物の理を他人に受託するに企業の表別の事業が必要がある。 成理を他人に受託することは、その処理についての責任の所在を不明、確にし、不法投棄等の不適正処理を誘発するおそれがあることから、産業廃棄物の処理を他人に要託することを原則として禁止しています。例外的に、廃棄物処理法施行令第六条の十二に規定する再委託の基準に従って委託する場合には、再委託が認められます。	1 現行制度 下で対応 可能	リース会社が産業廃棄物の計可を取得することで、産業廃棄物処理業の処理を受託すること 変が可能となります。 い可能となります。 いまた再委託について、産業廃棄物処理業の許可を有するリース会社が廃棄物処理法施行令第 6条の121規定する再委託の基準に従って委託する場合には、再委託ができ、現行法制度上 既に認められます。	July 1
281129039	28年 11月29日	28年 12月19日	29年 1月31日	フロン回収行 程管理票の 電子化の促 進について	【具体的内容】 ・プロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律のプロン回収行程管理票の電子化を促進するために、第一種プロン類回収業者に利用方法を周知すること。 【提案理由】 ・プロン回収工程管理表の電子化が行われ、一般財団法人日本冷災・環境保全機構が適用しているが、産業廃棄物処理業者であり、かつ、第一種プロン類回収業者である会社に対して、その利用方法が周知されていないとめ利用が進んでいない。 プロン類の適正処分を推進するためには、第一種プロン類回収業者に対して、プロン回収工程管理票の電子化の周知徹底が必要である。	(公社) リース事 業協会	経業 <b>環</b> 境省	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律において、第一種特定製品廃棄等事業結系が、その第一種特定製品廃棄等事業結系が、その第一種特定製品に冷域として、第一種特定製品廃棄等事業結が、その第一種の投資をは当ます。 一会理化及び、理の適正化にで、第一種・プロン類が集回収集者に、別で、日存程管理果については、書面行業と対しています。 子の表面の交付に代えて電磁的記録による交付を行うことができます。	国 現行制度 現行制度 下可能 (*:	度 電磁的記録による行程管理票については、フロン排出抑制法に係る説明会やホームページ等 5 でその利用方法を周知しており、利用者は着実に増加しているところです。引き続き、第一種フロン類充填回収集者も含めた周知徹底に努めて参ります。	,

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

双从亚口	受付日	所管省庁への	での	提案事項	担实の目仕物中容等	提案	所管		所'	管省庁の村	<b></b>	規制改革 推進会議に
受付番号	安刊日	検討 要請日	回答取り	旋条争坝	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検 討項目
281130042	28年 11月30日	28年 12月19日	29年   2月28日	制度における 支給対象先 の拡大	【提案の具体的内容】 ・利子補給金制度(総合特区支援利子補給金、環境配慮型融資促進利子補給金の制度)における補助金の支給対象に生命保険会社を加えて頂くことを要望します。  【提案理由】 ・利子補給金制度において、金融機関が特定分野に係る企業貸付を行う際、利子補給を受けることができます。 ・当制度では、生命保険会社は対象となっていませんでしたが、本年、エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金(経産省)および環境リスク調査融資促進利子補給金(環境省)については、措置を関して頂いています。 ・他に七生命保険会社が対象となっていない利子補給金の策め当度がある中で、今年度は、総合特区支援利子補給金の開除)と環境配度配置配置促進利子補給金の第分(ごついて、支給分象に加えて頂くことを要望します。 ・他にも金属を対しまれています。 ・セの資金は全国各地において企業の設備投資等に広に活用されています。 ・ジェルティー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(一社)生 命保険 協会	内閣府省	金融機関が事業者へ最初に貸付けした日から起算して5年間です。  【環境省】 金融機関が行う環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設 金融機関が行う環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設 番別後のの融資について、融資を受けた年から3カ年以内に002排出 を396(又は5カ年以内1596)以自削減することを集件として、4利196 を限度として利子補給を行います。 なお、支給対象となっている金融機関は、銀行、信用金庫及び信用	第28条 総合特別区域 第506条 【環境情報等等 表表等 「現場」 「現場」 「現場」 「現場」 「現場」 「現場」 「現場」 「現場」	検討に着	[内閣府] 生命保険会社は、生命保険契約により受け入れた保険料を長期に亘る企業貸付等により通用しており、その資金は全国各地において企業の設備投資等に広く活用されているものであり、総合特区の推進に資する事業を行う事業者にとって強適選手段の多様化につなが必要が、おり、総合特区の推進に資する方とれます。 本件は昨年度も同様の提案がなされており、生命保険会社の勘貨に対する営業審査体制や設定したのできる金融機関に適加するか否かを、関係省庁と協議の上、検討しているところです。 上記内容を踏まえ、総合特区の推進に資するかどうかを判断し、平成28年度中に結論を出し、平成28年度中に必要な措置を講ずることとする予定です。 【環境名】 保護・収益・収益・収益・収益・収益・収益・収益・収益・収益・収益・収益・収益・収益・	
281202004	28年 12月2日	29年 1月16日		点検費用と法 定検査費用 の一本化	民間指定業者が浄化槽の保守点検をし、県が浄化槽の法定検査をし、それぞれが費用を持ち主に 請求している。指定業者がしっかりと保守点検をしていれば、改めて所名もに対し、法定検査をする 必要はないのではないか。法定検査を浄を指の保守点検と機持管理がきちんとできているかどうか を見るためのものなので、個人の浄化槽所有者ではなく、民間の指定業者を検査、指導すればよい のではないか、費用の請求も上か所からきて、三重取りの感じがするので、一本化したほうかいと 考える。国民にとってわかりやすく納得のいく仕組みにできるように法改正をお願いしたい。	政書士 会連合	環境省	託することができます。 委託先の事業者は、条例により保守点検業者の登録制度が定められ		その他	浄化槽の保守点検と法定検査は、制度としての性質や目的が異なります。 保守点検と法定検査の一括契約など、効果的・効率的な浄化槽の維持管理に向けた施策の打進に努めてまいります。	É Ο